



埼玉・千葉・東京・神奈川
労働局 発表
平成 25 年 8 月 30 日

照
会
先

埼玉労働局労働基準部 健康安全課長 星野 定美
T E L : 0 4 8 - 6 0 0 - 6 2 0 6
千葉労働局労働基準部 健康安全課長 但馬 明雄
T E L : 0 4 3 - 2 2 1 - 4 3 1 2
東京労働局労働基準部 安全課長 船井雄一郎
T E L : 0 3 - 3 5 1 2 - 1 6 1 5
神奈川労働局労働基準部 安全課長 梅津 克己
T E L : 0 4 5 - 2 1 1 - 7 3 5 2

首都圏 4 労働局が合同で「Safe Work」 をキャッチフレーズとした取組を展開します！

～ 第12次労働災害防止計画に基づく取組の「官民一体」となった推進に向けて ～

埼玉労働局（局長：代田雅彦）、千葉労働局（局長：山本靖彦）、東京労働局（局長：伊岐典子）、神奈川労働局（局長：久保村日出男）では、平成25年度を初年度とする「第12次労働災害防止計画（5カ年計画）」^{注1}に基づく取組を強力に推進し、近年、増加傾向にある労働災害に歯止めをかけるべく、4労働局が連携し、「Safe Work」^{注2}をキャッチフレーズとするロゴマークを定めました（別添参照）。

4労働局では、10月1日からスタートする全国労働衛生週間に向けた準備期間（9月）中の各種取組をはじめ、当面予定している別紙の取組を通じ、ロゴマークを用いた労働災害防止気運の向上を図ることとしています。

なお、ロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」などを目的とする場合には自由にご活用いただけますので、「Safe Work」をキャッチフレーズに「官民一体」となった取組をお願いします。

注1：「第12次労働災害防止計画」とは、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止に必要な主要事項を定めた計画（5カ年計画）です。各労働局においては「推進計画」を定め、同計画に基づく措置の円滑な推進を図ることとしています。

注2：「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意志を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。また、「k」の文字は、安全確認のための指差呼称をする人物を模したデザインとなっています。

【参考】

- 我が国における労働災害（休業4日以上之死傷災害）は、リーマンショックの影響から経済活動が低迷した平成21年に過去最少となりましたが、翌年以降、「3年連続増加」という極めて憂慮すべき状況となっています。
- 特に、昨年（平成24年）は、埼玉・千葉・東京・神奈川の4労働局管内において、27,296人の方が労働災害（休業4日以上之死傷災害）に被災しており、前年を784人上回る状況となっています。
- この増加数は、全国での増加数の約半数を占めており、「3年連続増加」の状況にある我が国の労働災害を減少に転じさせるためには、埼玉・千葉・東京・神奈川の4労働局における重点的な取組が必要不可欠となっています。

4労働局が当面予定している主な取組のスケジュール

埼玉労働局における取組

- ・ 県下一斉建設現場安全パトロール（9月3日）
- ・ 全国労働衛生週間説明会（9月）
- ・ 第40回建設業労働災害防止大会(三大安全宣言運動埼玉の集い)
- ・ 埼玉産業安全衛生大会（10月8日）
- ・ 建設業労働災害防止協会埼玉県支部各分会共同パトロール（12月）
- ・ 建設工事現場一斉監督等の実施（12月） 等

千葉労働局における取組

- ・ 「産業保健フォーラム」の開催（9月7日）
- ・ 「陸上貨物運送事業の荷役作業安全対策ガイドライン説明会」の開催（9月13日）
- ・ 「千葉県産業安全衛生大会」の開催（10月3日）
- ・ 「年末年始無災害運動における局長パトロール」の実施（12月）
- ・ 建設現場一斉監督・個別指導の実施（12月） 等

東京労働局における取組

- ・ 「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2013」の開催（～10月末）
- ・ 「主要専門工事業者との労働災害防止連絡会議」の開催（10月15日）
- ・ 「全国産業安全衛生大会 2013in大阪」における「Safe Work運動」の発表（11月1日）
- ・ 「産業保健フォーラム Safe work TOKYO 2013」の開催（11月27日）
- ・ 陸上貨物運送事業における荷役災害防止のための荷主等説明会（10月）
- ・ 建設現場一斉監督・個別指導の実施（12月） 等

神奈川労働局における取組

- ・ 神奈川労使専門家会議（9月12日）
- ・ 全国労働衛生週間説明会（9月中・県内12か所）
- ・ 神奈川県建設業労働災害防止大会（建設業労働災害防止協会神奈川支部主催・10月22日）
- ・ 神奈川労務安全衛生大会（神奈川労務安全衛生協会主催・11月13日）
- ・ メンタルヘルス推進対策連絡会議の開催（11月）
- ・ 死亡災害撲滅強調期間の実施（11月・12月）
- ・ 建設現場一斉監督・個別指導の実施（12月） 等

埼玉第 1 2 次労働災害防止計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

平成 2 5 年 4 月 1 9 日

埼 玉 労 働 局

目 次

☆ はじめに

1	埼玉県内の現状	4
(1)	「埼玉第11次労働災害防止計画」の期間中の労働災害等の状況	4
(2)	労働を取り巻く環境	6
2	計画の期間	7
3	目標	7
(1)	計画の目標	7
(2)	重点業種ごとの目標	8
(3)	対策ごとの目標	9
4	重点施策	10
(1)	重点とする業種対策	10
①	第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)対策	10
ア	小売業について	10
イ	社会福祉施設について	11
ウ	飲食店について	11
②	陸上貨物運送事業対策	11
③	製造業対策	11
④	建設業対策	11
ア	墜落・転落災害防止対策	11
イ	解体工事に係る災害防止対策	12
ウ	自然災害の復旧・復興工事に係る災害防止対策	12
エ	その他	12
(2)	重点とする健康確保・職業性疾病対策	12
①	メンタルヘルス対策	12
ア	メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組	12
イ	ストレスの気づきと対応の促進	12
ウ	職場復帰対策の促進	12
②	過重労働対策	13
ア	労働者の健康障害リスクの低減対策の促進	12
イ	労働者の働き方・休み方の見直しの推進	12
③	化学物質による健康障害防止対策	13
ア	化学物質による健康障害防止対策	13
イ	リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供	13
ウ	作業環境管理の徹底と改善	13
④	腰痛予防対策	13
ア	腰痛予防教育の強化	13

イ 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）	14
⑤ 熱中症対策	14
⑥ 受動喫煙防止対策	14
(3) 業種横断的な取組	14
① リスクアセスメントの普及促進	14
ア 中小規模事業場への普及促進	14
イ 建設業の元方事業者と関係請負人の役割に応じたリスクアセスメント の実施促進	14
ウ 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進	14
② 高年齢労働者対策	15
ア 身体機能低下に伴う労働災害防止対策	15
イ 基礎疾患等に関連する労働災害防止対策	15
③ 非正規労働者等の対策	15
④ 企業の安全衛生意識高揚の促進	15
ア 経営トップの安全衛生意識の高揚	15
イ 不安全行動と危険感受性向上のための取組	15
⑤ 労働災害防止団体等の活動支援	15
ア 労働災害防止団体等の活動支援	15
イ 業界団体との連携	16
ウ 安全衛生分野の専門家の活用	16
エ 労働安全衛生総合研究所の活用	16
(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応	16

埼玉第12次労働災害防止計画

☆ はじめに

労働災害は本来あってはならないものである。過去、埼玉県内では年間160人の尊い人命が失われた時期もあったが、労働災害の絶滅を目指して、国の労働災害防止計画に合わせて5年毎に埼玉労働災害防止計画を定めて対策に取り組んできた。

その結果、労働災害による死亡者数は年間40人の水準まで減少したが、休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は未だ5,000人を超えている。

労働災害を減少させ、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために『第12次労働災害防止計画(全国版)』を踏まえ、埼玉県内において、平成25年度からの5年間に取り組むべき事項として、「埼玉第12次労働災害防止計画」を定める。

1 埼玉県内の現状

(1)「埼玉第11次労働災害防止計画」（以下「11次防」という。）の期間中の労働災害等の状況

① 平成24年の労働災害による死亡者数は、平成19年比で20%以上減少させるという11次防の目標値36人以下に対して45人である。

平成24年の死亡者数を業種別に見ると、製造業15人、建設業13人、陸上貨物運送事業7人とこの3業種で3/4以上を占めている。

特に、製造業は平成19年に比べ5人(50.0%)増で、建設業は同じく2人(18.2%)増とこの2業種で死亡災害が増加した。

《表1》労働災害による死亡者数の推移 (人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	対H19		目標
全産業	45	45	41	50	41	45	0	0.0%	36
製造業	10	5	6	9	6	15	5	50.0%	(8)※
建設業	11	18	16	11	9	13	2	18.2%	(8)
陸上貨物運送事業	8	4	8	9	8	7	-1	-12.5%	(6)

※ 目標の()内は業種ごとのH19の数値に計画の目標の減少率を乗じた値を表す。(以下同様)

② 平成24年の労働災害による死傷者数は、平成19年比で15%以上減少せるという11次防の目標値5,389人以下に対して5,695人である。

平成24年の死傷災害を業種別で見ると、製造業、陸上貨物運送事業、商業、建設業の順に多く、これら業種がそれぞれ年間700件を超える労働災害多発業種となっている。また、平成19年と比べた状況は、建設業、製造業では20%以上減少したが、陸上貨物運送事業では8.7%の減少と減少率がやや低く、商業等の非工業的業種合計では6.8%した。

《表 2》主な業種別(大分類)死傷者数の推移

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	対 H19		目標
全産業	6,341	6,099	5,491	5,564	5,460	5,695	-646	-10.2%	5,389
製造業	1,942	1,862	1,525	1,526	1,406	1,486	-456	-23.5%	(1,650)
陸上貨物運送事業	1,096	1,047	965	969	1,007	1,001	-95	-8.7%	(931)
商業	841	865	789	837	784	871	30	3.6%	(714)
建設業	997	893	747	737	783	748	-249	-25.0%	(847)
非工業的業種計	2,208	2,196	2,164	2,208	2,160	2,358	150	6.8%	(1,876)

非工業的業種を中分類の業種別で見た平成 19 年と比べた状況は、小売業では 2.9%の減少と製造業などの工業的業種と比べると減少率がかなり低く、社会福祉施設※、飲食店では増加した。

※ 日本標準産業分類 853～859 の業種に属する事業場が該当します。(以下同様)

《表 3》第三次産業の主な業種別(中分類)の死傷者数の推移

(人)

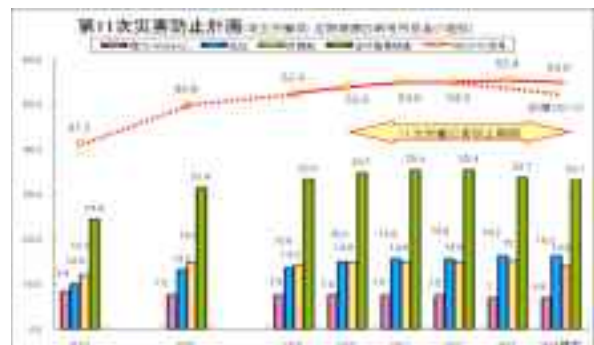
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	対 H19		目標
小売業	628	672	569	616	568	610	-18	-2.9%	(533)
社会福祉施設	144	172	179	227	194	211	67	46.5%	(122)
飲食店	168	163	191	178	178	184	16	9.5%	(142)

なお、11 次防の計画期間である平成 20 年から平成 24 年の 5 年間の合計と 10 次防の計画期間である平成 15 年から平成 19 年の 5 年間の合計を比較すると 11 次防期間での死亡者数は 18.7%減少、死傷者数は 11.9%減少と 11 次防の減少率目標に死亡者数は近い値となっている。

- ③ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断の有所見率の増加に歯止めをかけることとした 11 次防の労働衛生分野での目標に対して、計画期間中の定期健康診断の結果から見ると減少した健康診断項目もあるが、全体の有所見率はやや増加傾向を示した。

(図 1)

(図 2)



(2) 労働を取り巻く環境

近年の社会的環境、労働環境をみると、サービス産業の拡大により労働者の第三次産業への就業割合が高くなっていること、非正規労働者の割合が高まっていること、少子高齢社会が急速に進展していること、女性の就業割合が高まっていること、請負等の外部委託が建設業以外でも広まっていること、平成 20 年のリーマンショックや平成 23 年の東日本大震災が経済社会に大きな影響を与えていること、団塊の世代をはじめとするベテラン労働者が引退し技術や知識の継承不足が懸念されること、行政体制が厳しくなっていること等が挙げられる。

このような背景のもと、労働災害による死傷者数の割合を業種別で見ると、製造業や建設業では低下しているが、陸上貨物運送事業はほぼ横ばいであり、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業では上昇している。

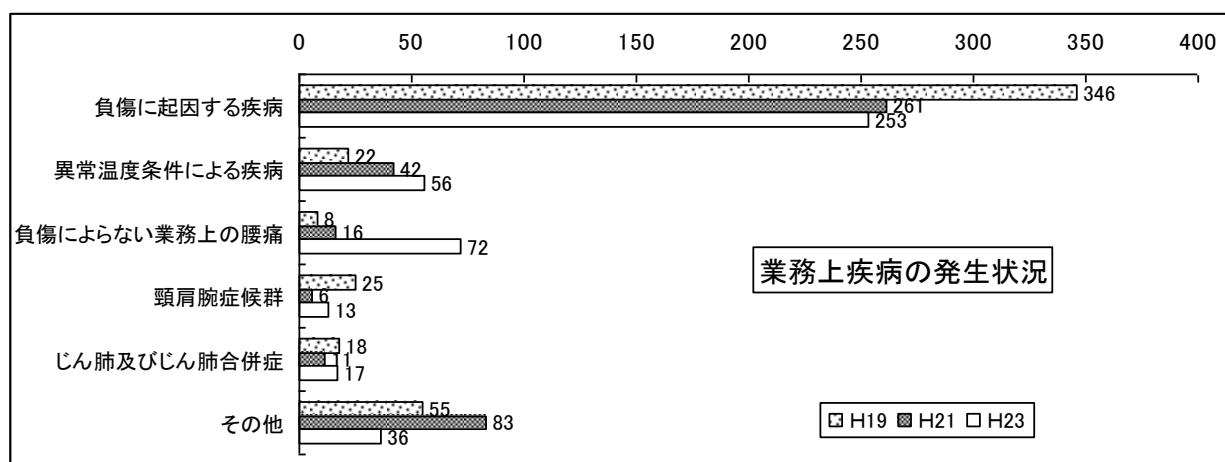
また、平成 24 年の製造業や建設業の死亡災害に占める割合は、それぞれ、33.6%、28.9%と依然として高い。

《表 4》主な業種別死傷者数の割合

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
製造業	30.6%	30.5%	27.8%	27.4%	25.8%	26.1%
建設業	15.7%	14.6%	13.6%	13.2%	14.3%	13.1%
陸上貨物運送事業	17.3%	17.2%	17.6%	17.4%	18.4%	17.6%
小売業	9.9%	11.0%	10.4%	11.1%	10.4%	10.7%
社会福祉施設	2.3%	2.8%	3.3%	4.1%	3.6%	3.7%
飲食店	2.6%	2.7%	3.5%	3.2%	3.3%	3.2%

一方、労働衛生分野においては、じん肺などの疾病全体は減少しているが、精神障害、過重労働による健康障害、胆管がんの発生等化学物質による健康障害、建築物の解体時のアスベストばく露、疾病のうち多数を占める腰痛、夏季の熱中症の増加、受動喫煙等の問題がある。

(図 3：人)



2 計画の期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とする。

3 目標

(1) 計画の目標

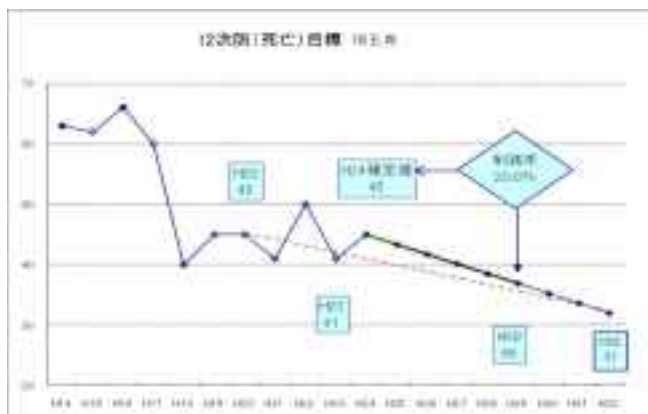
埼玉県内での目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡者数：平成 29 年に平成 24 年と比較して 20%以上減少させる。
- ② 死傷者数：平成 29 年に平成 24 年と比較して 15%以上減少させる。

計画の目標は、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において名目 3%、実質 2%を上回る成長を前提として 2020 年（平成 32 年）までに実現すべき成果目標の 1 つとして掲げている「労働災害発生件数を 3 割減（対平成 20 年比）」を踏まえたものであり、埼玉県内の状況は次の図のとおりである。

(図 4：人)

(図 5：人)



《表 5》目標算出結果表

(人)

	平成 20 年 実績値 A	平成 32 年 目標値 B (A×0.7)	平成 24 年 確定値 C	平成 29 年 目標値 D C-(C-B)×5/8	減少率 E (1-D/C)×100	埼玉 目標	目標値※	全国 目標
死亡者数	45	31	45	36	20.0%	20%	36	15%
死傷者数	6,099	4,269	5,695	4,803	15.7%	15%	4,840	15%

※ 目標値とは、平成 24 年確定値（45 人、5,695 人）に目標の減少率を乗じた値を示す。（以下同様。）

これを表に示すと表 5 のとおりとなる。全国目標と同様に計算すると、死亡者数は 20.0%減、死傷者数は 15.7%減となる。

この結果を踏まえ、死傷者数は全国目標と同様に 15%減とし、目標値は算出結果から 4,840 人となるが、死亡者数は、全国目標と同じ 15%減では 38 人となり、11 次防の目標である 36 人より多くなることもあり、減少目標は全国値より 5%減少率を高め 20%減とし、目標値は同じく 36 人となる。

(2) 重点業種ごとの目標

目標の実現性を高めるため、重点業種ごとの目標を以下のとおりとする。

- ① 小売業と飲食店の死傷者数：平成 29 年に平成 24 年と比較してそれぞれ 20%以上減少させる。
- ② 社会福祉施設の死傷者数：平成 29 年に平成 24 年と比較して 10%以上減少させる。
- ③ 陸上貨物運送事業の死傷者数：平成 29 年に平成 24 年と比較して 15%以上減少させる。

《表 6》第三次産業、陸上貨物運送事業の目標算出結果

(人)

	平成 20 年 実績値 A	平成 32 年 目標値 B (A×0.7)	雇用者数 増減率 C	平成 32 年 目標値補正 D B×C	平成 24 年 確定値 E	平成 29 年 目標値 F E-(E-D)×5/8	減少率 G (1-F/E)×100	埼玉 目標	目標値	全国 目標
小売業	672	470	0.9714	456.58	610	514	15.7%	20%	492	20%
飲食店	163	114	1.0961	124.95	184	147	20.1%	20%	148	20%
社会福祉施設	172	120	1.5859	190.31	211	198	6.1%	10%	198	10%
陸上貨物運送事業	1047	732	1.0568	773.56	1,001	859	14.2%	15%	850	10%

労働災害件数を減少させるため、災害多発業種を重点業種とし、死傷者数を指標として減少目標を設定する。

なお、労働災害件数は、労働災害発生率が一定であれば、雇用者数の増減に伴って増減するため、平成 32 年の雇用者数見込みに応じて同年の目標値を補正した上で、計画期間中の減少目標を設定する。

これら業種に関して全国の減少目標と同様に計算した結果、減少率が全国値と大差ないことから、目標は、全国目標と同様とする。

- ④ 製造業の死亡者数：平成 29 年に平成 24 年と比較して 50%以上減少させる。
- ⑤ 建設業の死亡者数：平成 29 年に平成 24 年と比較して 35%以上減少させる。

《表 7》製造業、建設業の目標算出結果

(人)

	平成 20 年 実績値 A	平成 32 年 目標値 B (A×0.7)	平成 24 年 確定値 C	平成 29 年 目標値 D C-(C-B)×5/8	減少率 E (1-D/C)×100	埼玉 目標	目標値	全国 目標
製造業	5	3	15	7	53.3%	50%	7	5%
建設業	18	12	13	12	7.7%	35%	8	20%

死亡災害などの重篤度の高い労働災害を減少させるため、死亡災害が増加した製造業、建設業では、死亡者数を指標として削減目標を設定する。

全国目標と同様に計算すると、製造業は 53.3%減、建設業は 7.7%減となる。これは、製造業では第 12 次防の基点となる平成 24 年の死亡者数が 15 人と平年よりか

なり多く、建設業では新成長戦略の目標の基点となる平成 20 年の死亡者数が 18 人と平年より多いことが原因である。

製造業では、全国目標と同じ 5%減では 14 人と平年より多くなってしまったため、7 人として算出した結果から、目標は全国値より減少率を 45%高めた 50%減とする。

建設業では、11 次防の目標と同じ 8 人として算出した結果から、目標は全国値より減少率を 15%高めた 35%減とする。

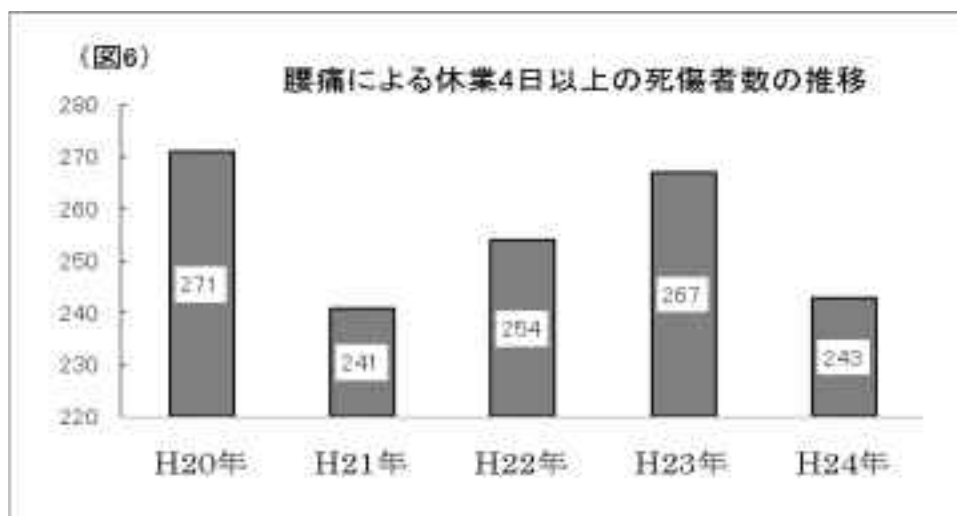
(3) 対策ごとの目標

新成長戦略における労働安全衛生分野において、災害防止以外の成果目標は、2020 年までに

- ① メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合 100%
- ② 週労働時間 60 時間以上雇用者割合の 5 割減(対平成 20 年)
- ③ 受動喫煙による健康障害のない職場

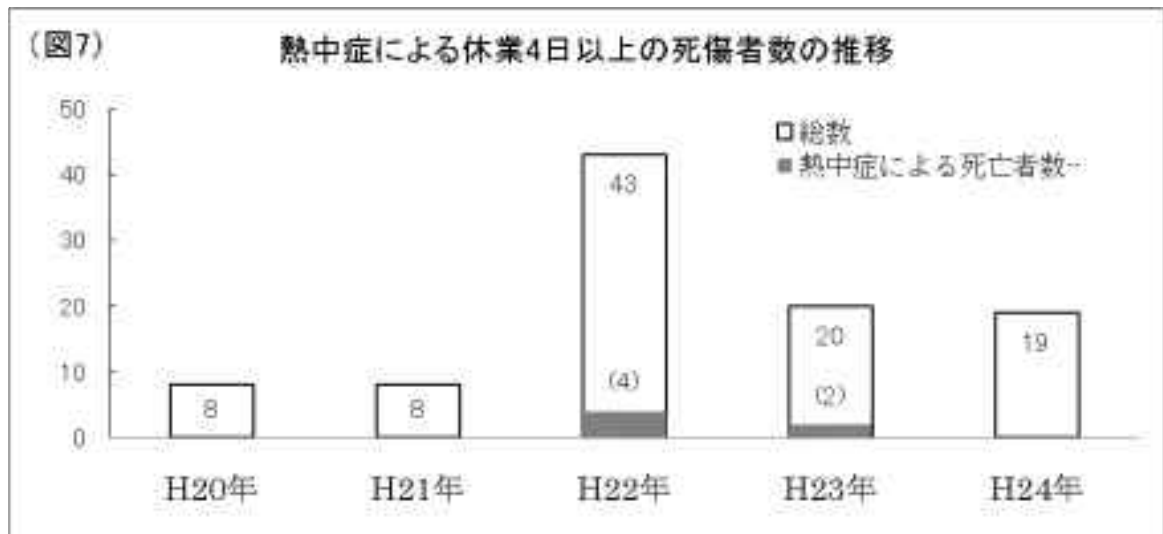
を掲げている。また、化学物質による健康障害問題や疾病のうち多数を占める腰痛、夏季の熱中症の増加等の問題もあることから、これらを踏まえ、各種対策ごとの目標を以下のとおりとする。

- ① メンタルヘルス対策：平成 29 年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。
- ② 過重労働対策：平成 29 年までに平成 23 年と比較して週労働時間が 60 時間以上の雇用者の割合を 30%以上減少させる。
- ③ 化学物質対策：職場における化学物質管理の推進のため、平成 29 年までに GHS 分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者の割合を 80%以上とする。
- ④ 腰痛予防対策：平成 29 年に平成 24 年と比較して腰痛による死傷者数を 10%以上減少させる。



- ⑤ 熱中症対策：平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の熱中症による死傷者数の

合計を平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間の合計と比較して 20%以上減少させる。



- ⑥ 受動喫煙防止対策:平成 29 年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を 15%以下にする。

4 重点施策

(1) 重点とする業種対策

以上の目標達成のため、今後 5 年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

① 第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)対策

第三次産業は、安全衛生意識が低いこと等から安全衛生管理体制が不十分であること、非正規労働者の割合が高いことなどの特徴があり、また、業種が多種多様にわたり、小規模な事業場も多く、対象も膨大であることから、事業者団体や関係行政機関と連携等も踏まえ、労働災害防止意識の浸透・向上を図り、雇入れ時の安全衛生教育、4 S、KYやリスクアセスメントの実施を促進することにより転倒災害、切れ・こすれ災害、腰痛災害等の減少を図る。

ア 小売業

小売業については、事業場数が多数に上ることから、自主的安全衛生管理活動の促進による転倒災害防止をはじめとする労働災害の防止のため、事業者団体等へ安全衛生関連情報の提供を行う等の連携を図りつつ、安全衛生施策を進める。特に、災害が多発しているバックヤードでの作業について危険箇所の見える化、KY活動の実施等を指導し、労働災害の減少を図る。

また、埼玉県内に本店を置く大規模店舗・多店舗展開企業に対しては、リスクアセスメントの導入を強力に促進する。

イ 社会福祉施設

埼玉県、さいたま市及び川越市等の関係行政機関と連携して、介護事業者に対する説明会等で4Sの徹底による転倒災害の防止、介護機器の利用による腰痛予防、安全衛生教育の実施を指導する。

また、埼玉県社会福祉協議会等の事業者団体と連携を図りつつ、安全衛生施策を進める。

さらに、労働安全衛生コンサルタント等の専門家を活用して、腰痛を発生させない移動・移乗介助方法や介護機器の活用方法等について訪問指導等も行う。

ウ 飲食店

飲食店では、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く占めているため、これらの災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等を普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。

② 陸上貨物運送事業対策

陸上貨物運送事業は、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底により荷役作業時の墜落災害の減少を図る。

特に、荷主等が管理する施設での荷役作業時に労働災害が多く発生していることから、荷主先等での作業の安全化を図るため作業手順書の作成や安全衛生教育の実施の徹底等を指導する。

また、荷主先等での災害防止に資するため、荷主等との役割分担を運送契約で明確にするためのモデル運送契約の普及を図る。

③ 製造業対策

製造業では、死亡災害や障害の残る災害につながりやすい機械等にはさまれ・巻き込まれによる災害が多いことから、これら機械災害の防止を重点に、機械の製造時等の本質安全化をさらに進めるため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、機械製造事業者に対する製造時のリスクアセスメント、機械ユーザーに対する設置時等のリスクアセスメントの指導強化を図る。

また、当該災害が発生した事案の原因究明と問題がある機械の改善の促進を強化するとともに、一定水準の安全基準・規格が確保された機械の使用を推奨する。

さらに、小規模事業場に対しては労働災害防止団体等の活動を支援して、災害防止対策を推進する。

④ 建設業対策

ア 墜落・転落災害防止対策

建設業は、墜落・転落による死亡災害が多いことから、死亡災害の減少を図るため、特に足場からの墜落・転落災害防止の推進に加え、はしごや、屋根からの墜落防止を図る。

また、安全帯に関しては、正しい使用方法を指導するとともに、胴ベルト型

の安全帯より墜落時の衝撃が少ないハーネス型安全帯の使用を一定条件のもとで普及を図る。

イ 解体工事に係る災害防止対策

建築物等の解体工事での安全対策のために新たに示されるガイドラインの普及や新規に解体用機械に指定されるコンクリート圧砕機等の就業制限の徹底を図るとともに、引き続きアスベストが使用されている建築物等の解体等の作業時の事前調査の徹底、特別教育の徹底、排気装置の整備等アスベストのばく露防止対策を指導する。

また、地方公共団体の環境部署、建設部署とも連携を密にして、解体工事の未届け工事の早期把握や情報の共有化に努める。

ウ 自然災害の復旧・復興工事に係る災害防止対策

自然災害が近年多発傾向にあることから、自然災害の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

エ その他

公共工事の発注者には、安全衛生に関する事項を盛り込んだ仕様書の作成や施工時の安全衛生を確保するための必要な経費の積算等について、発注者会議で要請する等より労働災害防止対策を図る。

また、東日本大震災の影響による人材不足等の状況を踏まえ、新規に建設業に就労する者が被災しないよう、雇い入れ時教育をはじめとする安全衛生教育を徹底するよう指導する。

(2) 重点とする健康確保・職業性疾病対策

① メンタルヘルス対策

ア メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

メンタルヘルス不調の予防のため、自らがヘルスケアが行えるよう、また管理者が適切に対応できるようにするための教育研修や情報提供の実施、取組方策のわからない事業場への支援のため、埼玉メンタルヘルス対策支援センターの周知及び利用勧奨等により、メンタルヘルスへの取組の促進を図る。

また、パワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト『あかるい職場応援団』の周知、活用を図る。

イ ストレスの気づきと対応の促進

労働者のストレスの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場の相談体制の整備を促進する。

ウ 職場復帰対策の促進

事業者がメンタルヘルス不調者の職場復帰支援に積極的に取り組むよう、職場復帰支援等のサービスを提供しているメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』の活用も促進し、事業者に対する職場復帰支援を進める。

② 過重労働対策

ア 労働者の健康障害リスクの低減対策の促進

健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置の徹底により過労による健康障害のリスクを低減させる。

また、新規開発される予定の健康診断結果、事後措置実施結果の効果的な活用手法の促進を図る。

特に、小規模事業場における健康管理の徹底を図るため、地域産業保健センターの活用を促進する。

イ 労働者の働き方・休み方の見直しの推進

不規則勤務や深夜労働の多い業種に対し、疲労回復に効果的な休日等の取得の促進を指導するとともに、恒常的な長時間労働を発生させている業種・職種を重点に時間外労働の削減を推進する。

③ 化学物質による健康障害防止対策

ア 化学物質による健康障害防止対策

毎年対象物質が変更される有害物ばく露作業報告の提出促進を行い、そのリスク評価に基づき新規に規制された物質について、作業管理対策の周知徹底を図る。

また、発がん性が疑われる段階で技術指針が作成された物質についても健康障害防止のための技術指針の周知、措置の徹底を図る。

イ リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

事業場において、化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。

また、化学物質の専門的知識がなくてもリスクアセスメントが可能となる「コントロール・バンディング」の周知・普及を図る。

さらに、リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性表示及び安全データシート(SDS)の交付の促進を図る。

ウ 作業環境管理の徹底と改善

作業環境測定方法が未確立な化学物質について、性状や取扱量等から作業環境中の濃度が推定できる手法等を活用した健康障害防止措置の普及を図る。

また、リスクに基づく合理的な化学物質管理の一環として、局所排気装置等の発散抑制措置の性能要件化の普及を図る。

④ 腰痛予防対策

ア 腰痛予防教育の強化

社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、腰痛予防対策を雇入れ時教育で行うよう促進する。

イ 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）

埼玉県、さいたま市及び川越市等の関係行政機関と連携して、介護事業者に対する説明会等で4Sの徹底による転倒災害の防止、介護機器の利用による腰

痛予防、安全衛生教育の実施を指導する。

また、埼玉県社会福祉協議会等の事業者団体と連携を図りつつ、安全衛生施策を進める。

さらに、労働安全衛生コンサルタント等の専門家を活用して、腰痛を発生させない移乗介助方法や介護機器の活用方法等について訪問指導等も行う。

⑤ 熱中症対策

夏季に至る前の早い時期に建設業、警備業等屋外作業業種を中心に熱中症防止対策を周知する。また、これまでの指導に加えて、熱中症対策製品を選定する場合は、適切な製品を選択するよう注意喚起を行う。

⑥ 受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発を進める。また、職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

(3) 業種横断的な取組

① リスクアセスメントの普及促進

ア 中小規模事業場への普及促進

製造業等の中小規模事業場や県内に本店を置く大規模小売店等の第三次産業へと対象を拡大してリスクアセスメントの導入を進める。

また、中小企業に対しては、「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」を活用し、労働災害防止団体等と連携して労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

イ 建設業の元方事業者と関係請負人の役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

建設業においては元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを実施できるよう、建設業労働災害防止協会埼玉県支部が実施しているリスクアセスメントに関する運動を支援し、導入を促進する。

ウ 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

労働衛生分野においても化学物質取扱時のリスクアセスメントを促進する。また、化学物質の専門的知識がなくてもリスクアセスメントが可能となる「コントロール・バンディング」の周知・普及を図る。(再掲)

さらに、腰痛、熱中症防止におけるリスクアセスメントの導入を促進する。

② 高年齢労働者対策

ア 身体機能低下に伴う労働災害防止対策

高齢者の身体機能の低下に伴う労働災害防止対策として、施設のバリアフリー化の促進、照明の確保等を促進し、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう労働災害防止団体等と連携して指導する。また、身体機能の低下や基礎疾患が労働災害のリスクを増大させることから、労働者自身が取り組むべき事項を教育・広報により注意喚起する。

イ 基礎疾患等に関連する労働災害防止対策

基礎疾患等を有する労働者は、自らの健康管理を促すとともに、本人が適切に申告し、事業者が申告に基づき、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう注意喚起する。

また、定期健康診断結果に基づく事後措置を適正に実施し、適切な指導等が行われるよう産業医や地域産業保健センターを通じて周知する。

体調不良等が労働災害を誘発しやすい建設業等においては、建設業労働災害防止協会と連携し、作業開始前の健康チェックの実施を促進する。

③ 非正規労働者等の対策

非正規労働者に対する雇入れ時教育、健康診断の実施の促進を図る。多様な就業形態が見られることから、非正規労働者に関する安全衛生活動の実態をよく把握しながら、これらが混在するような労働現場には、労働災害防止の責任の明確化を図るよう指導する。

④ 企業の安全衛生意識高揚の促進

ア 経営トップの安全衛生意識の高揚

労働災害防止は企業や事業場のトップの労働安全衛生意識により左右されることが多いことから、局・署幹部自らも様々な機会、手法を活用して経営トップに安全衛生の意識高揚を働き掛ける。

イ 不安全行動と危険感受性向上のための取組

労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者 1 人 1 人の安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結びつける。

⑤ 労働災害防止団体等の活動支援

ア 労働災害防止団体等の活動支援

労働災害防止団体に対し、労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対して必要な支援を行う。

また、労働衛生分野の相談等機関としての埼玉産業保健推進センターの活用、小規模事業場については地域産業保健センターの活用を促進する。

イ 業界団体との連携

安全衛生施策の推進には、事業者団体との協力が不可欠であり、特に、第三次産業は、業種が多種多様にわたり、小規模な事業場も多く、対象も膨大であることから、事業者団体や関係行政機関と連携を図りつつ、安全衛生施策を進める。

ウ 安全衛生分野の専門家の活用

各事業場で開催している安全大会等において、積極的に労働安全衛生コンサルタント会等の専門機関の活用を促進する。

また、専門家の知識等を活用しながら、安全衛生施策を推進するため、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。

エ 労働安全衛生総合研究所の活用

労働災害の再発防止のため災害調査も重要である。産業界の技術が高度化する中、複雑困難な労働災害等については、適切な原因究明のを行い再発防止に役立てるために労働安全衛生総合研究所を活用する。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

除染電離側に基づく適正な作業の確保を図るため、埼玉県等と連携して、請負業者(特定元方事業者)に対し、除染電離則及び同ガイドラインの周知するとともに、除染作業に携わる労働者の放射線障害防止対策を着実に実施する。

埼玉第12次労働災害防止計画のポイント

「埼玉労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（5年ごとに埼玉労働局長が策定）。第12次計画の期間は平成25年度～29年度。

現状と課題

- 埼玉第11次労働災害防止計画の目標達成状況
 - ・死亡者数：45人（平成23年より増加）
 - ・死傷者数：5,695人（休業4日以上死傷者数をいいます。以下同じ。平成23年より増加）
- 埼玉第11次労働災害防止計画の目標である平成24年において平成19年と比較して死亡者数の20%以上の減少（36人以下）、死傷者数の15%以上の減少（5,389人以下）について目標に達しなかった。
- 労働災害、健康確保・職業性疾病の動向
 - ・労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去5年で4割以上）
 - ・死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で過半数を占め、その割合が高い
 - ・メンタルヘルス不調の予防や化学物質による健康障害防止等の重要性の高まり

計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者数を
20%以上減少
- ◆ 労働災害による死傷者数を
15%以上減少

【業種別の死傷者数（死亡者数）の推移】

（単位：人）

業種	平成19年	平成24年	災害増減率
建設業	997(11)	748(13)	-25.0%(+18.2%)
製造業	1,942(10)	1,486(15)	-23.5%(+50.0%)
第三次産業	2,208(13)	2,358(9)	+6.8%(-30.8%)
小売業	628	610	-2.9%
社会福祉施設	144	211	+46.5%
飲食店	168	184	+9.5%
陸上貨物運送事業	1,096(8)	1,001(7)	-8.7%(-12.5%)
全業種合計	6,341(45)	5,695(45)	-10.2%(0.0%)

ポイント① 重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開

（目標の例）

重点業種ごとの数値目標（小売業20%減など）

重点疾病ごとの数値目標（メンタル対策取組率80%以上など）

ポイント② 第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施

ポイント③ 死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む

1 重点業種対策

① 第三次産業対策

(特に以下の業種)

【目標】

- 小売業 死傷者数を20%以上減少
- 社会福祉 死傷者数を10%以上減少
- 飲食店 死傷者数を20%以上減少

- 事業者団体等とも連携を図って、安全衛生意識の向上、安全衛生教育、4S、リスクアセスメント(RA)の導入を促進
- 小売業のバックヤード等の作業場を安全化、大規模店舗でのRAの導入
- 社会福祉施設における腰痛、転倒防止対策を推進
- 飲食店における安全衛生対策マニュアル等を普及

② 陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を15%以上減少させる

- 安全対策ガイドラインによる荷役作業中の労働災害防止を徹底
- 荷主等との作業分担を明確にしたモデル運送契約を普及

③ 製造業対策

【目標】死亡者数を50%以上減少させる

- 機械設備の本質安全化(機械そのものを安全にすること)により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止

④ 建設業対策

【目標】死亡者数を35%以上減少させる

- 足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

2 健康確保・職業性疾病対策

① メンタルヘルス対策

【目標】対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする

- メンタルヘルス不調を予防するための教育研修・情報提供を実施
- 取り組み方が分からない事業場への外部機関等を活用した支援を充実
- ストレスチェック等の取組を推進
- ポータルサイトを活用した職場復帰支援を促進

② 過重労働対策

【目標】週労働時間60時間以上の雇用者割合を平成23年と比較して30%以上減少させる

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

③ 化学物質対策

【目標】危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする

- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントを促進
- 事業者の自主的な化学物質管理に資するため危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を促進

④ 腰痛予防対策

【目標】腰痛による死傷者数を10%以上減少させる

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化
- 介護機器の利用、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及

⑤熱中症対策

【目標】 5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少させる

- 熱中症を予防するため夏季に至る前の早い時期に建設業等の屋外作業の業種を中心に熱中症防止対策を周知

⑥受動喫煙防止対策

【目標】 受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発を実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 「受動喫煙防止対策助成金制度」の活用促進

3 業種横断的取組

① リスクアセスメントの普及促進

- 中小規模事業場への導入促進
- 建設業の元方事業者と関係請負人の役割に応じたリスクアセスメントの実施促進（「三大安全宣言運動 埼玉」の普及促進の支援）
- 労働衛生分野においても化学物質取り扱い時のリスクアセスメントの促進

② 高年齢者対策

- 身体機能低下に伴う労働災害防止対策
- 定期健康診断結果に基づく事後措置の適正な実施など基礎疾患等に関する労働災害防止対策

③ 非正規労働者等の対策

- 雇入れ時教育と健康診断の実施の促進
- 非正規労働者が混在する労働現場における労働災害防止の責任の明確化

④ 安全衛生意識高揚の促進

- 経営トップの安全衛生意識の高揚
- 不安全行動と危険感受性向上のための取組

⑤ 労働災害防止団体等の活動支援

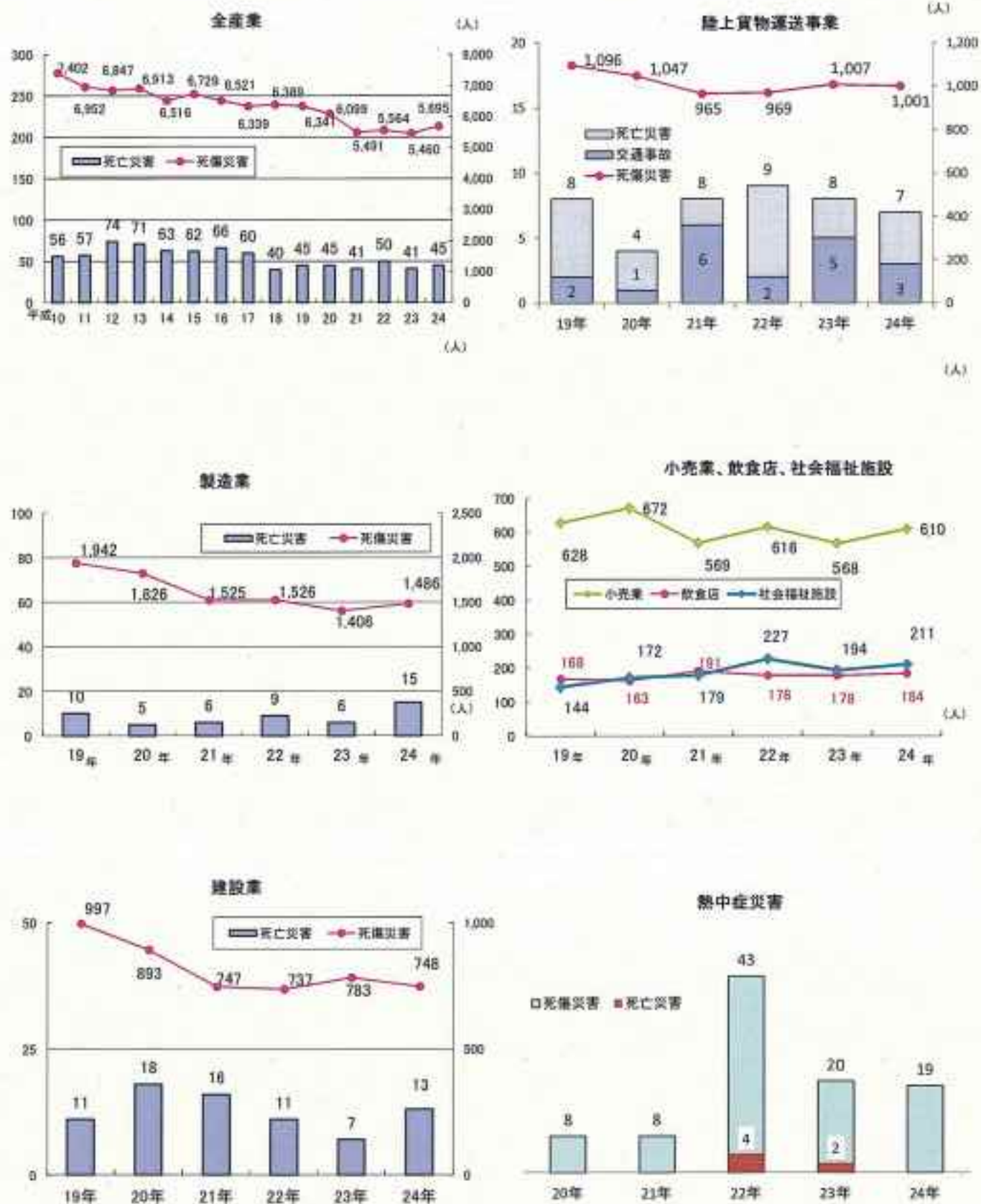
- 労働災害防止団体等の活動支援
- 埼玉産業保健推進センターと地域産業保健センターの活用の促進
- 業界団体との連携、特に、第3次産業関連の事業者団体や関係行政機関との連携
- 安全衛生分野の専門家の活用、特に、労働安全衛生コンサルタント会等の専門機関の活用の促進、安全衛生専門家会議の活用の促進
- 労働安全衛生総合研究所の活用

4 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

除染電離則に基づく適正な作業の確保

- 埼玉県等と連携して、請負業者（特定元方事業者）に対し除染電離規則及び同ガイドラインの周知を図る。
- 除染作業に携わる労働者の放射線障害防止対策を実施する。

埼玉労働局管内の労働災害の推移



注:「死傷災害」は休業4日以上の死傷災害をいう。



「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク使用取扱規程

平成25年8月13日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 埼玉労働局の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、埼玉労働局長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、埼玉労働局長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年8月13日より施行する。

埼玉労働局長

首都圏の4つの労働局が合同で「Safe Work」をキャッチフレーズとした取組を展開します！

労働災害が急増しています！

埼玉・千葉・東京・神奈川の4つの労働局における平成24年の労働災害は27,296件と784件増加し、前年に比べ大きく増加しました。これは、全国における労働災害の増加数1,618件のうちの5割近くを占めています。

784件増加！

26512

23年

27296

24年

首都圏4労働局における労働災害発生件数

全国の増加数のうち首都圏4労働局分が約5割！

117958

23年

119576

24年

増加分

首都圏4局

全国における労働災害発生件数

「Safe Work」をキャッチフレーズに労働災害防止に取り組みます！

労働災害の増加を踏まえ、埼玉・千葉・東京・神奈川の4つの労働局では専用の「Safe Work」ロゴマークを策定し、平成25年度を初年度とする5年間の第12次労働災害防止計画におけるキャッチフレーズとして各種取組を展開します。

ロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」などを目的とする場合には自由にご活用いただけますので、「Safe Work」をキャッチフレーズとした労働災害防止に取り組みましょう。

埼玉労働局



東京労働局



千葉労働局



神奈川労働局



どなたでも使えます!

**「Safe Work SAITAMA」をキャッチフレーズ
に労働災害防止活動に取り組みましょう!**



「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク

※「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意志を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。また、「k」の文字は、安全確認のための指差呼称をする人物を模したものとしています。

※背景のマークは「未来への架け橋」を虹をイメージしてデザインしたものであり、配色は埼玉県章である「赤勾玉」などから赤色としています。

埼玉労働局では、平成25年度を初年度とする「埼玉第12次労働災害防止計画」において、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして専用ロゴマークの活用・普及による安全衛生意識の高揚を促進し、労働災害の防止に取り組むこととしています。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」などを目的とする場合には、各団体、企業、個人が自由にご活用いただけます。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークについては、埼玉労働局ホームページ(<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)より無償でダウンロードできますので、使用方法をご確認の上、ご活用ください。